

今年度の検討内容について

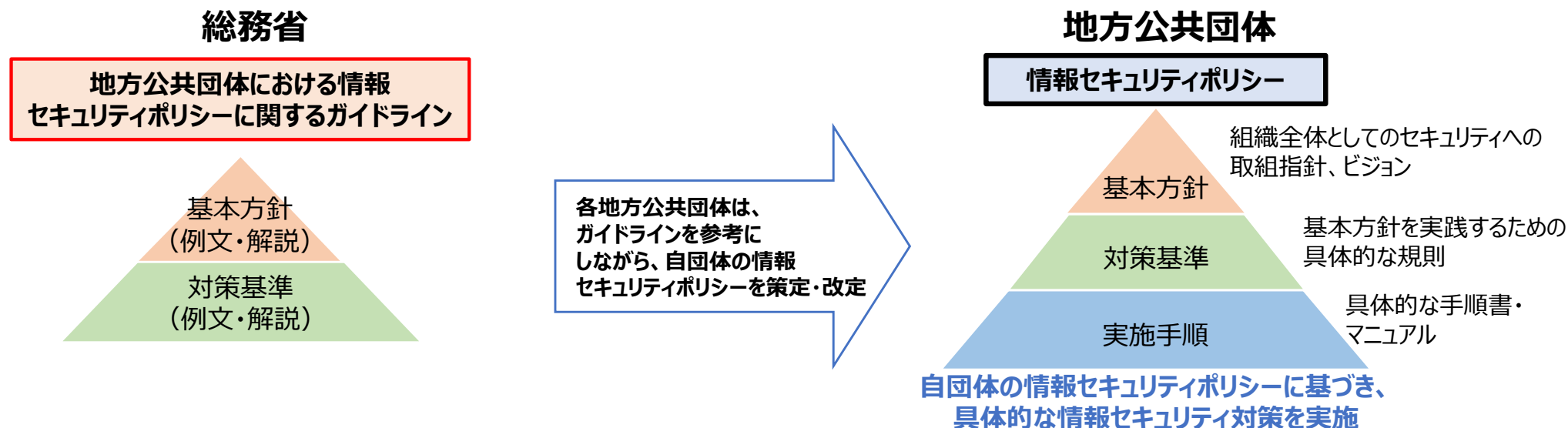


総務省

令和 8 年 6 月 8 日
自治行政局 住民制度課
サイバーセキュリティ対策室

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」について

- 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）は各地方公共団体のセキュリティ対策の指針として総務省が策定し、助言。国における情報セキュリティ対策の動向やデジタル化の動向等を踏まえながら、年に4回の有識者検討会（学識経験者、自治体職員、システム調達契約や個人情報保護法に知見を有する弁護士が構成員で構成される検討会）での議論を経て、年度ごとに改定を実施。



※改正地方自治法に規定されている総務大臣の指針や各地方公共団体の方針は、上図の基本方針に相当。

検討会構成員（令和8年4月～令和9年3月）※五十音順

上原 哲太郎	立命館大学情報理工学部教授	庄司 昌彦	武蔵大学社会学部メディア社会学科教授
岡村 久道	弁護士 国立情報学研究所客員教授	末永 正則	山口県総合企画部デジタル・ガバメント推進課長 （全国知事会デジタル政策推進本部長県）
柿崎 淑郎	東海大学情報通信学部情報通信学科教授	高橋 邦夫	合同会社KUコンサルティング代表社員 （元豊島区役所CISO、一関市、北区等のCIO補佐官）
佐々木 良一	東京電機大学名誉教授兼 同大学サイバーセキュリティ研究所 客員教授 【座長】	淵上 真一	総務省最高情報セキュリティアドバイザー
佐藤 淳	中央区企画部副参事	盛合 志帆	情報通信研究機構(NICT)理事
澁谷 展由	弁護士 弁護士法人琴平綜合法律事務所	湯淺 壘道	明治大学専門職大学院ガバナンス研究科教授

（オブザーバ） デジタル庁、総務省サイバーセキュリティ統括官室、地方公共団体情報システム機構 他

今年度のガイドライン改定における論点（案）

論点①

- 令和7年度「国・地方ネットワークの将来像の実現に向けた検証事業」におけるゼロトラストアーキテクチャの検証結果等をもとに検討した電磁的記録媒体を使用しないデータ連携のモデルに対しリスクアセスメントを行い、その結果を踏まえ、必要となるセキュリティ対策と遵守すべき基準等をガイドラインに示すことで、自治体におけるセキュリティの向上とDXの推進を両立して進めることができるのではないか。
⇒関連資料（資料2・資料3）

論点②

- 重要インフラのサイバーセキュリティ対策のための統一基準（以下、「重要インフラ統一基準」）等の施行を見据え、新たに「組織統治」、「識別」、「防御」、「検知」、「対応及び復旧」を軸としたサイバーセキュリティ対策の重要性について「基本方針」及び「対策基準」に明記することで、レジリエンス（回復力）があり、業務継続が可能な仕組みの構築につながるのではないか。
⇒関連資料（資料4）

論点③

- AI性能の高度化に伴う地方自治体の対応に関しては、その活用によるサイバー対処能力の向上とサイバー攻撃への悪用の懸念の双方を念頭に、リスクに応じた対応方針を検討するとともに、基本的なセキュリティ対策を確実に実施することが喫緊の課題である。
- このため、委託先管理や構成管理・脆弱性管理等の基本的対策について、短期及び中長期の視点から計画的に推進する必要があるのではないか。
⇒関連資料（資料5）

本検討会における今年度のスケジュール

項目	令和8年度			
	4月から6月	7月から9月	10月から12月	1月から3月
国・地方ネットワークの将来像の実現に向けた検証事業	令和8年度検証			
リスクアセスメント計画の作成	論点①			
リスクアセスメントの実施・結果分析		論点①		
ゼロトラストアーキテクチャの考え方の導入検討	論点①			
重要インフラ統一基準への対応	論点②			
政府統一基準群への対応（仮）				
AI性能の高度化を踏まえたサイバーセキュリティ対策の強化	論点③			
R8年度ガイドライン改定案の検討	反映			
自治体意見照会等	個別ヒアリング・意見交換を実施			自治体意見照会
検討会	★ 第22回	★ 第23回	★ 第24回	★ 第25回